

第1章 策定の趣旨

1. 背景と目的

近年、離婚率が上昇し母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭が著しく増加しています。

ひとり親家庭では、子育てと生計維持の担い手が一人であることから、生活の全般にわたってさまざまな困難に直面することが多く、精神的にも身体的にも負担が大きい状況となっています。また、寡婦についても、その多くが高齢化によって健康面や収入面に不安を抱えながら生活しています。この状況を踏まえ、今まで以上にひとり親家庭や寡婦に対して、様々な場面に応じた各種の支援策を提供することが強く求められています。

平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正によって、これまでの「経済的支援」から「就労・自立に向けた総合的な支援」へと支援の方向性が転換され、より身近なところでの相談機能の充実や就労支援への取り組みが求められる中、本市においても、平成17年3月に5年間を計画期間とした「箕面市母子家庭等自立促進計画」を策定し、「相談支援」、「就労支援」、「子育て支援」を中心に、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援を体系的に取り組むこととしました。

「箕面市母子家庭等自立促進計画」の5年間の取り組みを経て成果と課題を整理し、なお継続的・重点的に取り組むべき課題に加え、父子家庭への支援にも対応した「第二次箕面市ひとり親家庭等自立促進計画」を平成22年3月に策定し、ひとり親家庭等が自らの力を発揮し、自立促進を図り、安心して生活し、子育てができるように、取り組みを更に強化し行ってきました。

この間、国の経済対策などにより、緩やかな景気の持ち直し感はあるものの、なお雇用情勢は厳しい状況が続いており、各種の就労支援によって就労には結実するも、生活水準を押し上げるほどの所得水準までには至らないことが多く、依然としてひとり親家庭等を取り巻く生活環境は厳しいものとなっています。

こうした現状に加え、平成26年1月施行の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や平成26年8月に閣議決定された「子どもの貧困対策に関する大綱」において「ひとり親家庭の子どもへの貧困の連鎖防止のための取り組み」が重点化されるとともに、平成26年10月には「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」への改正施行によって「父子家庭への支援拡大を含めた、ひとり親家庭等の早期自立に向けた総合的な支援」の強化・拡充が図られました。更に、平成27年4月には「生活困窮者自立支援法」が施行されたことから、ひとり親家庭等の「貧困の連鎖」を断ち切り、早期の自立に向けた総合的かつ効果的な支援を体系的に進める必要があります。

そこで、「第二次箕面市ひとり親家庭等自立促進計画」からの継続性を保ちつつ、各種法制定や改正の主旨を踏まえ、今後の本市のひとり親家庭等の支援策の方向性を示した「第三次箕面市子どもプラン(ひとり親家庭等自立促進計画)」(以下、「本計画」とします。)を策定し、「貧困の連鎖根絶に向けた支援」を施策体系の中心に据え、「子育て支援」、「生活の安定を図る支援」、

「就労による自立に向けた支援」、「情報提供・相談体制の整備」、「人権尊重の社会づくり」による6つ施策メニューについて、関係機関等の連携と既存資源の効果的活用を図りながら、積極的に各種の支援展開を進めることとしました。

2. 位置づけと期間

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」として位置づけるものであり、同法第11条の「母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を受けて策定するものですが、法定計画ではありません。

また、本計画は、本市のひとり親家庭等の自立支援に関する各種施策等を、総合的・計画的に推進するための指針とするものであり、「第三次箕面市子どもプラン」の一部を構成するものとして策定します。

本計画は、平成29年度(2017年度)から、第三次箕面市子どもプランの計画期間である平成31年度(2019年度)までを計画期間とします。

3. 対象

本計画は、箕面市内に居住する母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象とします。

・母子家庭とは、

「離婚、死別等により配偶者のない女性が、20歳未満の児童を扶養している家庭」

・父子家庭とは、

「離婚、死別等により配偶者のない男性が、20歳未満の児童を扶養している家庭」

・寡婦とは、

「配偶者のない女性であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのあるかた」

・「ひとり親家庭等」とは、母子家庭、父子家庭及び寡婦を、「ひとり親家庭」とは、母子家庭、父子家庭のことを意味します。